

Title	露西亞に於ける労働組合運動 (一)
Sub Title	
Author	町田, 義一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1922
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.16, No.7 (1922. 7) ,p.995(107)- 1006(118)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19220701-0107

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ために設けた貯蓄銀行は、一八一八年に六十磅の預金を受けつけた。老衰者及び癱疾者のためには、その收容所が設けられた。工場では十歳未満の子女を使用しなう。一八一六年に Owen は從來の勞働時間、一日十四時間を減じて十二時間とした。その内から一時間十五分の食事時間を控除するから、正味の勞働時間は十時間四十五分であつた。

Robert Owen のみがこの方面の唯一の開拓者であるのではない。彼と同じやうな試を企てたものが他にもある。一八四五年の Homer の報告の内に、次の一例が報せられてゐる。八百五十四人を使備する某英國會社では、幼年工及び勞働者の子女のために、毎日、學校で授業した。そのみならず、毎日正午より一時まで工場に醫者を備ひ置き、その者をして病家の往診入院券の配布を行はしめた。其處には圖書館の

と思はれるかも知れぬ。

Owen の一八一六年出版した第三の論文 *New View of Society* は「工場主及び傭主が、自己一身の利益のみならず一般に國家の利益のために」、彼の例に従はんことを訴へてゐる。彼は設備機械の保護監督費の節約を指摘して、次で述べて曰く。

「汝等の無生物なる機械に對する適當なる注意が、かくの如き有利なる結果を生ずることが出来るなら、それよりもつと巧妙不可思議なる構造である汝等の生物なる機械、に同等の注意を拂ふ時其結果は如何であらうか。

……余を欺くこと出来ざる經驗から、余は汝等のこれに用ひたる時間と資金が、論題の眞の知識によつて支配せらるゝならば、投下したる資本の五分、一割にあらで屢五割また多くの場合に於いて十割の報酬を生むことを

設もあり、貯蓄銀行も設けられてゐた。さうしてその銀行では毎土曜六志より五片までの預金を引受け、これに對して「六ヶ月の間中斷することなく預金すれば」五分の利子が支拂はれるのであつた。勞働者に課した罰金より成る疾病救濟基金、祝祭日集會、年々の遠足、毎月演習を行ふ消防團が組織せられてゐた。

この組織の効果は、費用を十分償ふに足るものであることは當初から知られてゐた。Robert Owen のこの前例のない産業管理の方法は、會社が一八〇七年の締切の時に不勞賃銀七千磅を支拂つて、尙ほ一八〇〇年より一八三〇年まで毎年凡そ一萬磅の利潤を擧げ、慈善の費用を十分償つた。これは十三萬磅の投資に對する平均七分五厘に當つてゐる。Owen は他の同様な工場に於けるよりも低廉なる平均週拂賃銀を支拂つたから、この利潤の一部は不當なものである

敢て保障する。」

これによつても福祉施設なるものが、決して損失とならぬことを、初期の實驗の一の内に發見したのである。(未完)

露西亞に於ける勞働

組合運動 (一)

町田義一郎

此小篇は全露勞働組合中央委員會の執行委員 *Lozovsky* の著した *The Trade Unions in Soviet Russia*. (1920) *Moscow* の拙い紹介である。

(一)

露西亞に於ては資本家に對する勞働階級の闘争的機關としての勞働組合運動は一九〇五年の革命當時に始つたのであるが、勞働者間の相互扶助を目的とする種々な形體の共濟團體は早く

労働者の間に組織され、殊にポーランド及びバルチック諸地方には廣く普及し一八九八年にはバルチック地方のみに九十八の労働者共済組合と各階級を含む百十三の埋葬費補給會が存し、その古きものは一八二一年頃に創設されたのであつた。ペテログラードに於ても一八三八年には印刷工植字工石版工の間に、モスコオでは印刷工の間に共済會があつた。そして八九十年代には十一の印刷工共済會が諸都市に存在した。又之等共済組合と並んで職人組合 (craftsmen societies) が一八九八年には十五組織されてゐた。併し工場労働者の團體は概して一九九〇年代の中頃までは振はず、一九〇五年の革命前に於る最大の團體は商業使用人の團體であつて屢々雇主も名譽會員として加はつてゐた。凡て之等團體の目的は會員中の疾病者に對する金品醫藥の給與、或は埋葬費の補助、寡婦孤兒の扶助等に

處罰を受け労働者の團體運動は非常な迫害を蒙つたが、七十年代の資本主義の隆盛と共に同盟罷工も亦激しくなり政府は餘儀なく一八八二年六月一日 (以下凡て露曆による) の法令を以て拾二才以下の兒童の雇傭を禁止し拾五才以下の少年の労働を一日八時間に制限した。

併し八十年になつても此運動は靜まらず罷工は中部工業地方に盛んに勃發したので一八八六年六月三日に工場労働者の雇傭に關しての規定を、又一八八五年中には數種工業の婦人夜業禁止令を發布した。猶一八九六年ペテログラードに於ける三萬五千名の紡織工の罷工の如きは政府は勿論労働階級自體にも非常な印象を與へ之が鎮壓後一八九八年政府は成年労働者の晝間労働を拾一時間半に夜間労働を拾時間に制限した。斯く露西亞の工場法は常に同盟罷工と關連し之が宥和策として制定されたのであつた。

あつて資本家に對する労働者の經濟争議とは全く關係がなかつた。尙工場共済基金の規約は大藏大臣に依り、その他の共済會のは内務大臣に依つて認可され、ポーランドの斯かる團體の設立には皇帝の勅許を要した。而も是等團體は労働條件の改善、労働階級の解放を望む労働者を満足せしめるに足らなかつた。併し労働階級の斯かる企圖は政府の非常に恐れる所であつたので労働組合組織の如何なる計畫をも政府は撲滅しなければ止まなかつたので違法の労働組合が自然成立し社會民主主義の秘密結社の一部となる至つた。

露西亞に於ては同盟罷工は嚴禁され一八七四年の刑法第三百十八條は雇主と労働者間の敵意を惹起す目的の團體に屬する者は權利財産剝奪の上八ヶ月の禁錮又同盟罷工の煽動者はシベリヤへの流刑を規定した。之に據つて容赦なく

罷工基金が初めて設けられたのは一八八八年グホルナの靴下工裁縫師製紙工及び製靴工の間に於ていあつて、それに次いで一八九四年ワルシヨオの猶太人労働者團體が數種の職業に之を造つた。又ペテログラードの數工場内に此違法の闘争基金が設けられ會員負擔額の四分の一は罷工に、半額は共済用に殘餘は圖書の購入に宛てられた。一八九五年に Ivanov Vosnensk 組織された労働組合は基金と圖書館を設け、又一八九七年には中央基金 (Central Fund) がニコラエフに造られその收入の半ばは罷工基金に割宛てられた。之等罷工基金、労働團體は凡て社會民主主義者によつて組織されたのであつて彼等は言はゞ露西亞労働組合運動の搖籃となつたのである。又一八九八年には労働階級の解放を目的とする凡ての團體が結合して一の社會民主主義労働黨を組織した。

労働運動の盛んになると共に政府部内には之に對する社會民主主義の危険な政治的影響を防止する適當な労働團體の組織が企畫されモスコオの警察部長 Trepotf とモスコオ長官の Zubatoff が之に携はつた。一九〇二年モスコオには長官の直接保護指導の下に職工組合 (Mechanic Society) が組織され、ミンスクでは警察部長 Vassilev 又オデッサでは Shaevitch が同目的の團體を組織した。労働者の注意を政治方面から經濟問題に向けやうといふ此努力は豫期に反した。そして小團體の間は何事もなかつたが多數労働者の加はるや労働爭議の中心となるに至つた。例へば織匠等が長官の發起で相互扶助會を組織するや直に賃銀の増額を要求し、又オデッサの組合は大同盟罷工の發頭人となる有様であつた。茲に於て Zubatoff の考案は却つて工業家の反感を招き、有産階級に對して労働者を反

抗させ以て専制政府自體の安全を計る爲め封建的政府を建設せんとするものであるといふ非難を聞くに至り政府は Zubatoff をボログダへ轉任を命じた。一九〇四年政府は新たに内務大臣 Pleve と大僧正 Antonius の保護の下に『労働者間に國民的自覺を喚起さす』目的を以て露西亞労働者會を創設した。併し之も亦先きの失敗を繰返すに過ぎずして却つてペテログラードの労働運動の中心となつた。

人の半合法的組合と藥局生の組合が組織された。一九〇五年の秘密會合には時計職工裁縫師鞣皮工及び製靴工の組合が創設された。一九〇三年以來労働條件改善の爲めモスコオに存在し社會民主黨の綱領を認めてゐた違法の印刷工組合は一九〇五年來引續いて労働爭議を行つた。又その春 Bolsheviks は麪粉焼職工の組合を組織し彼等は事實上當時の労働運動の指導者となつた。その後國內各地方に同様の組合が組織され、九月には又も同盟罷工の波濤が押寄せ拾月の總同盟罷工と大示威運動が勃發した。九月二十四日、十月一日六日七日に渡つて開かれた最初の労働組合代表者會議には二十六のモスコオの労働團體と他都市の拾組合の代表者が出席した。當時の各組合はその組織が様々であつて之を統一し連絡する機關を必要としたので先づその重要議題は全國大會開催の件であつ

た。未だ秩序立つた團體が存在しないので如何なる労働團體を此の大會に参加せしめるかに就て『大會に参加する權限は無産者の性質の凡ての職業の賃銀労働者を以て組織され且つ直接或は間接に資本との抗争を目的とする共濟會並に労働組合にある』事を決議し、混成團體はその無産者側のみ代表權を有し Zubatoff 組織の團體は排除された。此決議は労働組合運動が既に階級闘争の色彩の濃厚なる事を表示した。

十月の革命的暴動は多くの労働爭議を惹起し更に之が政治的運動に變じた。到る所に罷工委員會、労働組合、労働者代表協議會が成立し労働組合運動は此機會を利用して盛んに新方面に擴大した。そして十一月十二月の労働者側の敗北にも拘はらず組合の發達は止まずその數は増加し一九〇六年二月下旬第二回の労働組合會議が開催された時には國內に二十萬の組合労働者が

存在した。

此會議は當時の多くの重要な決議案を通過すると共に再び當面の急務が全國大會の召集にある事を決議し、その爲めの規程を作成し準備委員を選び、組織部はその召集まで全國の中心機關として活動し單に國內の組合の統一連絡を計るばかりでなく歐洲の労働組合との交渉をその任務とした。此大會の代表に選出される團體の資格を決するに當つて『最近の労働運動』の戦術を奉ずる團體のみが有するといふ極めて曖昧な宣言を爲し、又『労働組合は労働条件改善の爲めに資本家に對抗する職業別組織の賃銀労働者の争議を指導する最も完全な組織である』といふ甚だ不十分な信條を公にした。併し此用心と曖昧とは官權を憚つての事であると共に又一面社會民主黨中の穩和派の大なる影響に由るのであつた。

れた。

(二)

一九一七年の二月革命に帝制政府の顛覆するや各都市に市街戦を現出し、労働者は自衛の爲め労働者並に兵士の代表委員會を組織した。労働組合は非常な勢で發達を遂げ一九一七年三月十五日に二十二組合の委員はモスコオに會して労働組合評議會を組織しペテログラードにも之が成立した。職業別産業別の組合が盛んに創設され、又中央局 (Central Bureaux) と稱せられる組合間連絡の機關が組織された。労働争議に際して之を指導する機關が労働者に必要であり且つ組合が未だ幼稚であつたので労働者代表評議會が之を補佐し時には之に代つて活動した。革命の成功と共に有ゆる工場、有ゆる職業の労働者は賃銀の増額、労働時間の短縮、罷工期間に對する給與その他の要求を提出した。労働者

第一回の革命の失敗から一九一七年の革命まで労働組合運動は民衆運動として露西亞に現はれなかつた。帝制政府は過酷な組合の檢閲を勵行し組合は罷工者の援助を嚴され、多くの組合は罷工に参加せんと企て、解散を命せられ、多数の罷工者は逮捕されシベリヤへ流刑になり、組合の基金書籍等は沒收された。警官は有ゆる會合に臨檢し少しの口實、又屢々全く理由なく解散を命じた。警察の統計によると種々な理由で閉鎖された組合が一九〇七年だけで百四あつた。併し政府の此反動的な迫害と鎮壓手段も組合を悉く粉砕し盡す事は出來ず解散を命せられた組合は再び組織し密かにその關係を持續し、又労働者は公然活動の出來る様にと有ゆる機會を利用して盡力した。然るに一九一二年、一三年には再び労働運動の好況時が襲來し組合は復活しその活動は戦争の當初まで熱狂的に續けられた。

代表評議會は調停局、争議委員會、労働取引所を設け、八時間労働を制定し、一般に雇主に對し抑壓手段を講じ更に労働争議の解決に率先努めると共に全露西亞の中央機關設置の爲め全國大會の召集に着手した。

一九一七年四月初旬ペテログラードに開かれた八十二の労働者並に兵士の代表委員會の最初の協議會は一般經濟政策、八時間労働、最低賃銀、結社の自由、調停局、労働取引所、工場監督、産業の管理と組織、強制兵役、労働の輸入、社會保險並に失業に關する決議を爲した。凡て之等の決議は當時 Soviets に於て絶對多數を占めてゐた社會主義穩和派の色彩をおびてゐた。猶此協議會も亦全國大會の開催を以て急務と看做した。四月十七日に組織委員會が編成され、代表者を全國の主要地に派遣し六月二十日を以て第三回全國労働組合會議はペテログラードに開

かれ全露労働組合運動の基礎が確立した。

露西亞史上初めて各地方から票決権を有する二百二十名と協賛権を有する二十七名の代表者が此會議に出席し、彼等は全員百四十七萬五千二百四十九人を包含する九百六十七組合と五十中央局の代表者であつた。此會議の使命は全露の中心的根據を建て、團體組織の一定の典型を作成し、一般計畫事業を指示し、統一的の經濟政策を決議するにあつたが僅かにその一部を果し得たのみであつた。之は組合運動が未だ經驗少なくその上此會議に於ては右翼社會主義者が優勢であつたに由る。彼等右翼は當時彼等が統轄しつゝあつた露西亞共和國の一般政策と歩調を共にして組合運動をも指導しやうとした。左翼たる Bolsheviks & Internationalists は右翼の Mensheviks 社會革命黨等と争つたが投票權に拾五乃至二拾票の差があつた。戦争、有産階級と

の提携、産業の管理といふ労働階級にとつて革命の根本問題は何等解決せられる所なく、決議の與へられた範圍では凡て反革命的であつた。

左翼は『労働組合運動を支配者階級の利益の爲めに制限し又服従せしめる如何なる企圖をも處罰し、』又組合は『階級間の宥和といふ有ゆる觀念即ち國內の有産階級との協力の可能といふ事と全く關係なき事』を聲明し、そして労働組合は國內の支配者階級に對する民衆の革命的闘争手段に依つて最も速かに人獨逸と媾和を結ぶ盡力をする社會黨のみを援助するものなる事を會議の名を以て宣言する様に提議したが、労働管理(Labor Control)の意味は次號参照)の運動開始の決議案と共に否決されてしまつた。是は會議の多數が有産階級中の進歩派と妥協を求める事が労働階級の義務であつてその爲めには資本主義に根本的な打撃を與へる様な問題を

議する場合には最も慎重でなければならぬといふ見解を有して居たからであつた。そこで彼等は資本家階級に對する増税、重要物産の物價定準、最も重要な産業の直接國家管理、銀行の嚴重な監督、産業の強制的國家集中、諸團體を統轄する政府の改造並に之等に於ける革命民主主義代表者の優越を確保する事を主張した。

而も此會議は『此管理の過程は無産者階級がその全般或は全般に携はるには餘り困難であり且つ複雑過ぎる』と力説する必要が當然生じ又『無産階級のみが國家の經濟的紊亂、争鬭の進捗とその成行に對する全責任を負ふべきではなく國家當面の經濟問題の解決には全生産者階級を集中させる有ゆる方法を講ずる必要がある』と看做した。此漠然たる信條は明らかに二月革命當初からの有産階級との提携を繼續しやうといふ希望を示してゐた。併し乍ら此會議は全國

の労働組合の統一には大いに役立つた。工場委員會の組合に對する從屬を可決し、婦人労働、失業、調停局、工業裁判所その他多くの決議案を通過し労働組合の中央機關たる全露労働組合中央委員會を創設した。その決議中の或事項には誤謬があつたと稱せられるも之等の決議は労働争議の要點を擧示し、又眞の全露會議の最初の決議として有意義であつた。

第三回會議はその決議事項を如何に實施するか又他の『生産者階級』に對して如何なる慎重な態度を採るかに就ては何等示す所がなかつた。二月革命の起るや一時混亂に墮つた有産階級は漸次回復し階級闘争の戰略上最も重要な國家の統治機關を占有するに至つた。又革命前彼等は立派な組織の工業家團體、商業會議所、銀行集會所、トラスト、シンダゲート等を有し革命と共に之等が擧つて労働者に反對した。労働者

の雇傭解雇、八時間労働、工場委員會の権限、並に工場經營上の監督等の問題に關する争議が盛んに發生した。

有産階級は政治上の行動には讓歩し又最も民主的な選舉權をも承認したが經濟上の權利の爲めには些細の事にも極力争つた。堂々と戦つては勝目のないのは明瞭なので露西亞で所謂サボターヂと名附けられた戦術に出でた。即ち労働者を兵糧攻めにする爲め巧妙な工場潰廢その他の手段を講じた。

八時間労働の實施に彼等は大いに反對したが結局それに従はなければならなかつた。併し如何なる場合にも彼等は工場委員の労働者の任免と工場管理に服する事は出来なかつた。彼等は凡てを賅して争つた。之は雇主にとつて最も重大な權利の侵害なので革命初期の最も激烈な争議點であつた。假政府は兩者の調停を計つたが何

等又效がなかつた。雇主側の指導者は金屬工場の所有者達であつたがその外ウラルの Bogolovskaya 鑛業地方の經營者の代表は商工大臣の諮問に答へ、如何なる委員會も調停局をも認めざる事を述べ、又バクの石油業者組合は工場委員會を通じての労働者の任免に斷じて同意せざる事を宣言した。之と同様の宣言は中部工業地方の合同産業組合によつても聲明され、北部の鑛業家組合その他の雇主團體も労働者の此『不法な要求』に激昂して反對した。

一九一七年八月ペテログラードの製造業者聯合會の主催で雇主團體の全國大會が開かれたその中の最大團體は二千の事業と百五十萬の使用人とを代表した。此大會は『雇主の利益援護の爲めに彼等を結合する』目的を以て全露製造業者團體の聯盟を組織した。七月のペテログラード労働者の敗北に雇主並にその團體は俄に勢づき

既に革命の最危期は經過し労働者に對し攻勢的態度に轉じ得るといふ確信を得るに至つた。七月から十月までは素晴らしい争議の月であつてモスコオ皮革工、ドン河流域の鐵夫、Ivanovo-Vosnessenskの紡織工等多數労働者が種々な社會的要求を提出した。此兩階級の間を採つた調停策を見出さうといふ假政府の計畫は單に兩者の反感を益々高めるばかりであつた。斯くて十月革命に遙か先立つて労働組合は聯立政府を武斷的に顛覆する必要を認めるに至つた。

最大労働組合——金屬工紡織工——と労働運動の中心地方——ペテログラード、モスコオ、並に Ivanovo-Vosnessensk ——は第三回會議に於て既に提携に反對し斷乎たる革命的闘争を主張してゐた。一九一七年八月に社會民主主義者 Mensheviks 社會革命黨員と自由主義者との間に或友誼關係が成立し Kerensky 政府が之を國家

會議 (State Convention) と名付けたがモスコオ労働組合評議會は斯かる喜劇の續演に反對する同盟罷工の發議者となつた。五十萬人のモスコオ労働者が之に参加し假政府に向つて『凡ての權利を Soviets に』と絶叫した。拾四萬五千の労働者を包含するウラルの労働者會議は『露西亞の革命政府の代りに反革命的勢力のモスコオ會議を以てする事』に抗議の決議案を通過した。Kornilov の叛亂と關連して提携の既時廢棄、労働管理、全權を Soviets へ等を要求し、最大の労働組合が引續き示威運動を行つた。ペテログラード労働組合評議會は、假政府は『平和と民衆の利益を聯合國と露西亞帝制主義の犠牲にしてゐる』と主張し、八月末には反革命に對してペテログラード防禦の爲め特別の委員會を設置する事を要求した。モスコオの金屬工は『労働と資本との間に大きな國民的闘争があるのみ』

と宣言し九月の全露紡織工大會は『權力獲得の闘争に於ては全然 Soviets を援助す。何んとなれば唯斯かる力のみが國家を經濟的並に政治的破滅から救ひ又労働階級の地位を改善し得るかである』と約した。

労働争議が激烈になるに従ひ益々労働組合を驅つて左翼に赴かしめ、九月のペテログラードの民主會議(Democratic Convention)に於ては百八十九萬三千百名の労働者を代表する労働組合代表者の九割は提携に反對し、その七割は Bolshevik 黨に屬して居た。九月十月は兩階級の激争の中に經過し労働者は彼等の決議を赤衛軍の力によつて強制的に實施し、皮革工組合と皮革製造者聯盟との争議の如きは終に雇主が工場から追はれ工場委員の占有する所となつた。

十月五日十三萬八千名の労働者を代表するモスコオ地方金屬工會議は『經濟政策の基礎に根

本的變更を加へる爲めの熱心な運動、即ち最大のシンヂケート組織の石油、石炭砂糖並に金屬工業の國有、運輸機關と銀行の國有、を要求し更に『各地方に於て最も速かに産業の労働管理の實現に着手する事』を激勵した。十月九日モスコオ地方の二十萬人の紡織工を代表する百名の代表者は Soviets を擁護する事を約し、雇主等のサボターヂ並に假政府の不信行爲に對し斷乎たる行動に出る事を Soviets に促した。事態は一層複雑となり諸方に地方的の罷工が起つたが何事もなかつた。巧妙な雇主及び其團體は労働者を別々に打破する爲め却つて小罷工を煽動したのであつた。併し十月革命の成功するや政治上經濟上の全權は無産階級の掌握する所となり資本主義時代の一切の關係は破壊され労働組合は労働政府の一部門(露西亞共產黨第九回大會決議となつた)。

中華民國財政の整理 (上)

胡 己 任

第一章 我國財政の概況

第一節 前清財政の概略

中華民國の財政を研究し、又は徹底的救濟策を講せんと欲せば、須く民國元年以來の財政の一斑を述べ、以て其紊亂の原因何處に存するかを明にせざる可からず、但し中華民國の財政は前清財政の紊亂を承けて、今日に至るものにして、若し前清の財政の狀況を知らざれば、中華民國の財政を論ずるは、架空に流るゝ虞あり、茲に於て、先づ前清の財政の概略を述べべし。

前清の財政は、左の五期に分つを得べし。

- 第一、富裕期、滿清入關(一六四四)より嘉慶に至る迄
- 第二、缺乏期、嘉慶より同治初年迄

第三、中興期、同治初年より中日戦争に至る迄

第四、紊亂期、中日戦争より團匪事變(一九〇〇)に至る迄
七年間

第五、大紊亂期、團匪事變より清末一九一二に至る迄
一年間

今次を遂ふて其の概略を述べべし。

第一 富裕期、滿清入關より嘉慶に至る迄

一、順治時代の財政

一、民力の寛恤 我國は、歴來課税の輕重を以て、君主の仁暴を定むる標準と爲す、清朝は人心收攬の爲め、入關以來、租税を徵收するに一に前代の舊法により敢へて増徴せざるのみならず、前代に行はるゝ種々なる附加税を廢除し、横征暴斂及び中飽の弊を嚴禁し、以て民力を寛恤せんとせり。

二、經費の節約 冗官を裁汰し、比較的に必要な行政機關を徹廢し、以て經費を減縮せんとせり。